

生産性向上・職場環境整備等支援事業に関するQ & A（第4版）【抜粋版】

整理番号	国Q&A番号	区分	質問	回答
1	10	全体	機器の購入や処遇改善を行ったことを証明する書類（領収書等）について、申請時や実績報告時に添付させる必要はありますか。	○ 執行事務の簡素化を図る観点から、国としては申請時や実績報告時の証拠書類の添付は不要と考えています。 （中略） ○ なお、領収書や賃金台帳等の帳簿等の証拠書類については、補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間は対象施設側で保管させるようにしてください。
2	11	全体	本事業の申請額算出における許可病床数には、一般病床以外の病床も含まれるのでしょうか。	○ 申請日時点における、一般病床、療養病床、精神病床、感染症病床、結核病床等、医療法上の許可病床数の合計となります。
3	12	全体	補助金を「ICT機器等の導入による業務効率化」や「補助金を活用した更なる賃上げ」に充てたことをどのように確認すればよいですか。	○ 早期に医療機関の経営を支援するため、執行事務の簡素化を図る観点から簡潔な申請手続きをお願いしており、申請額について個別にご確認いただくことは想定していません。なお、会計検査院や出納当局から必要に応じて証拠書類の提出が求められれば、対象施設にはいつでも提出できるよう保管を求めています。
4	14	全体	地域医療総合確保基金の事業区分VI（勤務医の労働時間短縮に向けた体制の整備に関する事業）等の既存の補助事業によりICT機器の導入費用の補助等を受けている医療機関も交付対象となりますでしょうか。	○ 既存の補助事業による補助を受けている医療機関においても、本事業による補助を受けることは可能です。 ○ ただし、既存の補助事業により導入したICT機器等の導入経費に補助金を充当することはできませんので、新たに業務効率化に資する機器の導入を行って下さい。 ○ なお、既存の補助事業（例：導入経費を補助する事業）の対象外としている経費（例：ランニングコスト）に本事業を充てることは可能ですが、その場合は本事業の対象期間内の経費に充ててください。
5	15	全体	実績報告時点において、申請時点から許可病床を削減していることが確認できた場合は、交付額を調整する必要があるでしょうか。	○ 不要です。
6	16	全体	例えば、「ICT機器等の導入による業務効率化」に使用することとして18万円を申請して概算で交付を受けた場合、実際には15万円を使用し、残額の3万円を「補助金を活用した更なる賃上げ」（例：一時金）に充てた場合は改めて申請する必要があるのでしょうか。 それとも、実績報告時に「ICT機器等の導入による業務効率化」として15万円を使用したことと、「補助金を活用した更なる賃上げ」として3万円を使用したことをそれぞれ報告することで足りるのでしょうか。	○ 国としては、実績報告時に報告いただくことで足りると考えています。
7	22	ペースアップ評価料関係	ペースアップ評価料については本事業終了時点においても算定を行っている必要はないでしょうか。	○ 算定を支給要件とはしませんが、職員の処遇改善につなげることを目的としている事業趣旨に鑑み、可能な限り算定を行っていただくようお願いします。

整理 番号	国Q&A 番号	区分	質問	回答
8	24	I C T機器等の導入	補助金の支給対象となる取組のうち、「I C T機器等の導入による業務効率化」について、具体的にどういった取組が交付対象となるのでしょうか。	○ 導入により施設内の業務効率化に資するICT 機器等が交付の対象となります。 ○ 例えば、タブレット端末、離床センサー、インカム、WE B会議設備、床ふきロボット、監視カメラなどの機器が想定されますが、これらの機器以外にも、施設内の業務効率化に資するもの（例：マイナンバーカードのカードリーダー、業務効率化に資する医療機器やロボット等）であれば幅広く対象となり得ます。 ○ また、I C T機器以外の機器、あるいはソフトウェアなどについても、導入により施設内の業務効率化に資することが認められるものであれば交付の対象となり得ます。
9	25	I C T機器等の導入	「I C T機器等の導入による業務効率化」について、ICT 機器等の導入に附随して導入が必要な設備（Wi-Fi、ルーターなど）や、サービスの導入に伴い発生する毎月の利用料のようなランニングコストなども交付対象となりますか。	○ 本事業は、人材確保が喫緊の課題となっている中で、限られた人員でより効率的に業務を行う環境の整備費用に相当する金額を、補助金として支給することにより、業務の生産性を向上させ、職員の処遇改善につなげることを目的としています。 ○ こうした目的に合致するものは、導入により施設内の業務効率化に資することが認められる機器等に要する費用そのものにとどまらず、当該機器の導入に附随して必要な費用などについて、幅広く対象となり、例示された経費も対象となり得ます。 ○ ただし、事業目的に明らかに合致しない経費や、事業の対象期間外に生じる利用料などについては対象になりません。 ※ 例えば、機器の導入に伴い必要となる利用料の契約期間が、事業の対象期間外にまたがっている場合には、対象期間分の金額に按分するなどして適切に算出下さい。
10	26	I C T機器等の導入	「I C T機器等の導入による業務効率化」について、ICT 機器等をリース契約で導入する場合も対象になりますでしょうか。	○ 事業の対象期間内に生じる金額については対象になり得ます。
11	27	I C T機器等の導入	令和6年度より前に既に導入したI C T機器等の毎月の利用料（ランニングコスト）やシステムの更新費用も対象になりますでしょうか。	○ 新たに導入するICT 機器等を想定しているため、既存の機器のランニングコストや、システムの更新費用は対象とはなりません。ただし、既存のシステムに新たに業務効率化に資する機能を追加するなどの機能改修を行う場合の費用については対象となり得ます。
12	29	I C T機器等の導入	「I C T機器等の導入による業務効率化」の取組を検討していますが、機器の導入費用が支給額（基準額）に満たない場合は、どうすればいいのでしょうか。	○ 実際の費用が支給額（基準額）を下回る場合はその差額を返還することとなりますが、事業の目的を踏まえ、「補助金を活用した更なる賃上げ」による職員への一時金の支給などにより、支給額（基準額）以上の取組となるようご検討ください。

整理 番号	国Q&A 番号	区分	質問	回答
13	31	タスクシフト／シェア	補助金の支給対象となる取組のうち、「医師事務作業補助者、看護補助者等の職員の新たな配置によるタスクシフト／シェアによる業務効率化」について、具体的にどういった取組が交付対象となるのでしょうか。	○ 既に雇用している医師や看護師等の職員の負担軽減のために、新たに医師事務作業補助者や看護補助者などの職員を雇用する際の人件費が対象となります。 ○ また、従前から勤務している職員が、 ・新たに医師や看護師等の職員の負担軽減に資する業務に配置された場合の人件費 ・非常勤職員から常勤職員に雇用形態が変更となり、実質的に新たに職員を配置する場合と同等程度の業務効率化が図られる場合の人件費 のほか、 ・人材派遣・業務委託の経費（これにより新たに人員を配置してタスクシフト／シェアを行う場合の経費） も対象となり得ますが紹介予定派遣の紹介手数料は対象となりません。
14	32	補助金を活用した更なる賃上げ	補助金の支給対象となる取組のうち、「補助金を活用した更なる賃上げ」について、具体的にどういった取組が交付対象となるのでしょうか。ベースアップ評価料による賃上げは補助金を活用した更なる賃上げと見なせるのでしょうか。	○ 本事業はベースアップ評価料を届け出ている医療機関等が、生産性向上・職場環境改善等による更なる賃上げ等を行えるよう支援するものであるため、ベースアップ評価料による賃上げを「補助金を活用した更なる賃上げ」とは見なせません。 ○ そのため、本補助金を活用して更なる賃上げを行う場合は、既に雇用している職員について、ベースアップ評価料で手当されている部分とは別にベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組が対象となりますが、医療機関の持ち出しによって、ベースアップ評価料による収入以上にベースアップ分として支出している部分に対して充当することは可能です。 ○ 単に職員の人件費の基本給部分や定期昇給部分に充当し、上記のベースアップ・手当・一時金などの形で還元されない場合は、交付対象外です。
15	34	補助金を活用した更なる賃上げ	公立病院は人事院勧告に準じて給与を増額している場合があります。この場合、ベースアップ評価料にかかる収入を超える部分であれば、対象経費として考えてよいでしょうか。	○ 公立病院や地方独立行政法人が人事院勧告に準じて給与を増額している場合、当該増額部分のうち、地方交付税を充てていることが明確に判別できる部分に本補助金を充当することはできません。
16	35	補助金を活用した更なる賃上げ	「補助金を活用した更なる賃上げ」について、対象職種の間はあるのでしょうか。	○ 薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、看護補助者、理学療法士、作業療法士、視能訓練士、言語聴覚士、義肢装具士、歯科衛生士、歯科技工士、歯科業務補助者、診療放射線技師、診療エックス線技師、臨床検査技師、衛生検査技師、臨床工学技士、管理栄養士、栄養士、精神保健福祉士、社会福祉士、介護福祉士、保育士、救急救命士、あん摩マッサージ指圧師・はり師・きゅう師、柔道整復師、公認心理師、診療情報管理士、医師事務作業補助者、事務職員、その他医療に従事する職員（医師及び歯科医師を除く。ただし、40歳未満の若手医師・若手歯科医師はその限りではない。）に充てることができます。
17	36	補助金を活用した更なる賃上げ	令和5年度にすでに賃上げをし、そのまま維持している場合、令和6年度も賃上げをしている、という判断をしてよいでしょうか。	○ 令和5年度の実績は対象となりません。

整理 番号	国Q&A 番号	区分	質問	回答
18	37	補助金を活用 した更なる賃 上げ	法定福利費等の事業主負担の増加分は、「補助金を活用した更なる賃上げ」の対象となるのでしょうか。また、ベースアップ評価料の取り扱い時と同様に事業主負担分を一律に16.5%として扱ってもよいのでしょうか。	○ 単なる法定福利費等の増額分の支払は、対象となる取組には含まれませんが、ベースアップ・手当・一時金のいずれかにより賃上げを行う取組に伴い生じる法定福利費等の事業主負担の増加分に充てることは可能です。 ○ また、交付額の83.5%を「更なる賃上げ分」として充てつつ、残り16.5%を当該賃上げ分に附随する法定福利費として充てることは差し支えありません。
19	38	全体	訪問看護STとして「みなし指定」を受けた病院・診療所は支援の対象になるのでしょうか。	○ 「みなし指定」を受けて「訪問看護ST」のコードが交付され、「病院・診療所」と「訪問看護ST」のそれぞれで、令和7年3月31日時点でベースアップ評価料を届け出ていれば、両方で申請することが可能です。
20	39	全体	訪問看護STのサテライト施設は支援の対象になるのでしょうか。	○ なりません。
21	40	全体	例えば、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が個人でしたが4月1日以降に開設者が法人に変更となる場合等、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設の開設者が4月1日以降に変更となった場合、支援の対象になるのでしょうか。	○ 例示の場合は実質的には同じ対象施設となるため、対象になり得ます。 ○ また、3月31日までにベースアップ評価料を届け出ている対象施設が事業譲渡等によって4月1日以降開設者が変更となった場合も、地域で果たしている役割や機能が実質的に同じと都道府県において判断できるのであれば、対象になり得ます。